

【新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（仙台市の飲食店）の概要】 2021年8月31日現在の情報による

	第9期	第10期	第11期
対象期間	8月17日（火）午後8時 ～ 8月20日（金）午前0時 ----- 3日間	8月20日（金）午前0時 ～ 8月27日（金）午前0時 ----- 7日間	8月27日（金）午前0時 ～ 9月13日（月）午前5時 ----- 17日間
対象になる店	食品衛生法の営業許可を得ている以下の飲食店 ① 接待を伴う飲食店（風営法に該当） ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）	食品衛生法の営業許可を得ている店 （宅配・テイクアウト等を除く）	食品衛生法の営業許可を得ている店 （宅配・テイクアウト等を除く）
要請内容★	○午前5時から午後8時までの時短営業 ○酒類提供は午前11時から午後7時まで	○午前5時から午後8時までの時短営業 ○酒類の提供は終日停止	A 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店は、原則として休業 （酒類・カラオケを停止すればBと同様に時短営業可能）
			B A以外の飲食店は、 午前5時から午後8時までの時短営業
協力金の支給要件	対象期間の全日、要請内容に全面的に協力する事	対象期間の全日、要請内容に全面的に協力する事	別記「第11期の支給要件」※
支給額 （売上高方式の単価）	1日あたり最低2.5万円 （売上高減少方式の場合は最低0円）	1日あたり最低3万円 （売上高減少方式の場合は最低0円）	1日あたり最低4万円 （売上高減少方式の場合は最低0円）
罰則		要請や指導に従わない場合には、次の罰則が適用される可能性があります。 ・店名公表 ・20万円以下の過料	要請や指導に従わない場合には、次の罰則が適用される可能性があります。 ・店名公表 ・30万円以下の過料
備考	特措法第24条9項（宮城県知事の要請）	特措法第31条の6（まん延防止重点措置）	特措法第45条（緊急事態宣言）

★要請内容には、第9期～第11期に共通するものとして、感染防止対策を実施している証として、新型コロナ対策実施中ポスター又はみやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカーの掲示が含まれています。

※ 第11期の支給要件

店舗の種類		通常の営業時間	8月27日（金）～9月13日（月）の営業	
			休業した場合	午前5時から午後8時まで時短営業
A	酒類又はカラオケ設備を提供する店	昼営業だけの飲食店 (午前5時から午後8時の間のみ営業)	○ 協力金の対象	× 協力金の対象外
		夜の営業も行っている飲食店 (午後8時から午前5時の間に営業時間が含まれている)	○ 協力金の対象	酒類・カラオケ設備の提供を停止すれば協力金の対象になる
B	A以外の店	昼営業だけの飲食店 (午前5時から午後8時の間のみ営業)	× 協力金の対象外	× 協力金の対象外
		夜の営業も行っている飲食店 (午後8時から午前5時の間に営業時間が含まれている)	○ 協力金の対象	○ 協力金の対象